

御船町農業委員会会議録

平成 28 年 6 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 6 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 6 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 本庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員（19 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 14 番 河地 友好

議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 8 報告第 6 号耕作証明書発行の件について
- 9 報告第 7 号合意解約通知について
- 10 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 28 年 6 月の総会を始めさせていただきます。本日は 19 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 19 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 28 年 6 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、熊本地震が発生しまして、約 2 ヶ月がたとうとしております。まだ、余震が続いている状況です。夜もなかなか安心して寝ることも出来ない状況です。今回の地震において用水路の決壊、田畑の亀裂などで耕作が出来ないところもあると伺っております。山間部におきましては、耕作出来るところは苗の植え付けがされているところもあります。平坦も麦の収穫も終わり、田植の準備にかかられるかと思えます。機械を使つての仕事であります、私の地元では、今回の震災で田が決壊したので、自分で整備していたところ、高さ 1.5m からプロラーと一緒に転落し、亡くられるという様な事故がありました。使い慣れた機械も気を抜くことなく使用しなければならぬと思えました。皆さん方も十分に注意して作業されますようお願いいたします。さっそくではあります、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。13 番 藤田委員 15 番 芥川委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 27 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局

はい、1ページをご覧ください。議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成28年6月10日提出
御船町農業委員長 鶴野 幸典 2ページをご覧ください。
議案書3条①の申請です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

物件の表示です。

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²

田13筆 畑8筆 計27,612 m² 以上3条所有権移転（町許可分）です。 以上です。

議長

はい、ありがとうございます。1件21筆です。①番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、今回3条申請は1件のみとなっております。親子間の所有権移転であります。経緯としては、譲渡者が高齢であり、認

定農家である子が引継、耕作をすることで所有権移転されました。机上配布しております3条調査書に基づき説明いたします。第2項第1号（全部効率利用要件）につきましては、農地の取得後は、引続き水稻、タバコ、野菜の栽培を行うことを確認いたしました。また、農機具・労働力ともに認められると判断しております。続きまして、第2項第4号（常時従事）第2項第5号（下限面積）要件としては、認められると判断いたしました。第2項第6号（転貸禁止）自らが耕作すること、農地として耕作、管理することを確認しました。第2項第7号（地域との調和）として、田・畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。

総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3条につきましては、担当委員の20番委員お願いいたします。

20番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。親子間の所有権移転であります。譲受者も日々努力されております。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第28号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、5ページをご覧ください。

議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成28年6月10日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書5条

① 譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 ○○県○○市○○区○○△丁目△番地
○○○○○支店支店長 ○○ ○○

物件の表示 大字○○字○○○ 地番△△ 地目 田
面積△m² (内△m²) 理由 5条使用貸借権設定
転用の目的は学術(地震)調査。

② 譲渡者の住所 氏名 大字○○○△△番地△ ○○ ○○
譲受者の住所 氏名 大字○○△△番地
○○○○○○委員会 会長 ○○ ○○

物件の表示 大字○○○字○○ 地番△△ 地目 田
面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字○○△△番地△ ○○ ○○
譲受者の住所 氏名 大字○○△△番地
○○○○○○委員会 会長 ○○ ○○

物件の表示 大字○○○字○○ 地番△△ 地目 田
面積△m² 田2筆 △m² 理由 5条使用貸借権設定
転用の目的は避難所設置です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。5条2件3筆でした。では事務局より要件等の説明をお願いします。

事務局

はい、場所に関しては、7ページをご覧ください。場所につきましては、15ページになります。御船から益城へ国道443号線があります。○○の○○○○から左折し150m程行った右側の農地であります。審査表を基に説明させていただきます。農地の区分ですが第1種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。しかし、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供することが必要であると認められるものであり、事業完了後は農地に復元するということから第1種農地の許可要件の例外に該当する。面積といたしましては、△m²です。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で2.5km位離れた北・西側を水路、南側を道路に囲まれた水田の一角である。申請人は、平成28年熊本地震の断層が直接確認できる土地であり、地質状況、地震の活動状況を明らかにするための調査を行うために、農地法第5条申請(一時転用)に至った。申請地は1種農地であるが、一時転用であり、事業終了後は速やかに農地に復元するということから第1種農地の許可の例外に該当するためや

むをえないと考えられます。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 28 年 8 月 13 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆△㎡を、敷地で地震調査をする計画であり、配置に不合理な点は見当たりませんでした。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を地震調査することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。一時転用の妥当性としては、事業終了後は速やかに農地に復元するということから問題ないと判断できる。14 ページに事業計画が記載してあります。内容通りであります。15・16 ページに配置計画などを載せております。17 ページは現況の写真を掲載しております。よって、総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。一時転用で地震調査でございます。担当の 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局の説明と現地確認等で説明させていただきます。現況としては、多大な被害を出した地震でありますので調査をしていただき学術的な資料となりますので必要と判断します。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。以前は〇〇〇の農地であったところですね？皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございませぬ。

議 長 意見等がございませぬので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いた

事務局

します。続きまして、事務局より②の説明をお願いいたします。はい、13 ページをご覧ください。場所は 9 ページに記載しております。役場の前の道路を〇〇〇へ行くと〇〇〇がございます隣接した農地の一角であります。〇〇〇の裏手であります。現在、12 ページに掲載しておりますが、完成しております利用されております。それでは、立地基準から説明いたします。農地の区分としては、第 3 種農地と判断いたしました。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 1 種中高層住居専用地域）に定められた農地である。面積としては、△m²です。転用の目的を説明いたします。

申請地は、役場より 200m 離れた北側を公園、東・南側を農地、西側を〇〇に囲まれた水田の一角であります。申請人は平成 28 年熊本地震により被災された方の避難所として町が管理する〇〇周辺を探していたところ、農地の地権者から無償で貸してもらえるとということで話がまとまり、今回、農地法第 5 条申請（一時転用）に至った。転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

一般基準です。

資力及び信用は、無償で事業を実施することから特に問題はありません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 28 年 6 月 25 日から平成 28 年 7 月 30 日までに工事完了。計画の妥当性ですが、田 2 筆△m²の敷地に避難所（テント 27 張り、プレハブ 1 基）計画であり妥当と判断する。コンテナの使用目的と捨ては、犬を飼っていらっしゃる方々の避難場所であります。〇〇〇〇に避難場所はありますが、ペットの持ち込みができないためペット専用コンテナであります。犬 14 匹います。エアコン付であります。その周囲に飼い主が生活する予定であります。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を避難所へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への

支障は少ないものと判断されます。一時転用である場合には、事業完了後はすみやかに農地へ復元する計画であり特に問題ないと考えられます。(期間といたしましては、許可日から 1 年間です。) 8 ページに事業計画がありますが、内容通りであります。11 ページに始末書が提出されております。読み上げます。

始末書 平成 28 年熊本地震により被災された方の避難所として土地を探していたところ、物件の所有者と話が進み、本来ならば、農地転用許可後に工事を着工しなければならないですが、被災された方に一日でも早く提供したいと思い、許可も受けずに平成 28 年 6 月上旬に工事を着工したことは重々申し訳なく思います。今後はこの様なことがない様注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後注意いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。会長〇〇〇〇から提出されております。

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。担当の 10 番委員説明をお願いいたします。

20 番 はい、現地確認に参りまして確認したところ、テントとプレハブでありますので、何ら問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見等がございませんので、②番 5 条の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より議案第 29 号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局 はい、18 ページをご覧ください。 議案第 28 号

農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分

です。今月の新規分は、1 件の賃借権設定です。田の合計が 2,254 m²、畑はございませんでした。計 2,254 m²です。次の 20 ページをご覧ください。こちらは再設定分であります。賃借権設定 2 件出ております。2 件すべて田です。田の計が 11,692 m²です。再設定も田のみでありました。21 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 28 年 6 月 25 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 28 年第 6 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 204,219 m²畑の累計は、13,078 m²。田畑合計で 217,297 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 872 m²となっております。畑はございませんので累計は、872 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、報告第 7 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、38 ページをご覧ください。報告第 7 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 28 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会。今月は、2 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、24・25 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 先月、審議していただいた農振除外申請がございましたが、

協議会にて協議しましたが、意見もなく通った状況です。現在、県へ進達している状況でありますので報告いたします。机上配布しております2枚の平成28年6月16日に回覧予定の非農地判断申請書というのがございますが昨年同様に「非農地判断」申請受付を開始いたします。回覧文章が配布されますので問い合わせなどがありましたらお願いいたします。回覧・広報に掲載しておりますのでよろしくお願いいたします。

現在は、3件ほど提出してあります。

次回の総会は、平成28年7月11日（月）13:30より開催いたします。会場としては、分庁舎2階 大会議室で行います。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

他にはございませんか。 無いようですので、これで総会は、終了いたします。お疲れ様でした。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

13 番

㊟

15 番

㊟